

有害物

（充電式電池を取り外せない小型電子機器）

リチウムイオン電池等発火物の出し方(月1回収集)



出せるもの

- 乾電池、ボタン電池
- 充電式電池（鉛蓄電池除く）



- 電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコ、ワイヤレスイヤホンなど充電式電池を取り外せない小型電子機器



- 蛍光灯
- スプレー缶、カセットボンベ（穴をあけずに出す）
- ライター
- 発煙筒



- 水銀体温計や水銀血圧計など水銀を含んでいる製品

出せないもの

- × 電球・LED



燃えないごみ

出し方

- それぞれ透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。なお、蛍光灯は「割れているもの」と「割れていないもの」はそれぞれ分けて出してください。
- 蛍光灯はそのまま、2本以上の場合はひもで結んで出してください。

※ ボタン電池はセロハンテープなどを両面に貼り、絶縁してから出してください。

※ 充電式電池を取り外せない小型電子機器は、燃えないごみでは出さず、セロハンテープなどを端子に貼って **有害物** で出するか、「小型電子機器の回収ボックス」に入れてください。

※ 充電式電池は、セロハンテープなどで絶縁し、 **有害物** で出するか、「市内リサイクル協力店」にお持ちください。

※ 収集車両火災の原因となりますので、スプレー缶、カセットボンベ、ライター、リチウムイオン電池等は、燃えるごみや燃えないごみの日には **絶対に出さないでください**。

※ スプレー缶、カセットボンベ、ライターは **使い切ってから** 出してください。使い切れない場合は、**発火のおそれがあるため、穴などをあけず**にそのまま出してください。

出す場所

- 一戸建ての住宅に住んでいる方は自宅前（道路際の敷地内）に、集合住宅に住んでいる方は指定のごみ集積所に出してください。
- 乾電池については市役所や出張所・文化センター・総合体育館に設置されている回収ボックスにも出せます。（P23に詳細が記載されています。）
- **市内リサイクル協力店**については、一般社団法人JBRCのホームページをご覧ください。

金属物の出し方(月1回収集)

出せるもの 50cm未満のもの ※50cm以上は粗大ごみ

- 鍋 ● フライパン ● 炊飯釜 ● やかん ● トースター ● カセットコンロ
- 金属製タイヤチェーン ● 刃物（包丁） ● 汚れていない一斗缶 など

※ 7割以上が金属で著しくサビておらず、粗大ごみではないものは、金属物で出すことができます。



出せないもの

尖っていて危険なため

- × 釘
- × 針金
- × ハンガー

燃えないごみ

出し方

- まとめて透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。
- 刃物（包丁）は紙などに包み、袋の中に入っている旨を表示して出してください。



出す場所

一戸建ての住宅に住んでいる方は自宅前（道路際の敷地内）に、集合住宅に住んでいる方は指定のごみ集積所に出してください。

